

平成十五年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号
独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令

独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項及び独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令を次のようく定める。

（業務方法書の記載事項）

第一条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 独立行政法人水資源機構法（平成十一年法律第二百八十二号。以下「機構法」という。）

第二十二条第一項第一号に規定する新築又は改築に関する事項。

二 機構法第十二条第一項第二号に規定する操作、維持、修繕その他の管理に関する事項。

三 機構法第十二条第一項第三号に規定する災害復旧工事に関する事項。

四 機構法第十二条第一項第四号に規定する特定河川工事に関する事項。

五 機構法第十二条第二項に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第五条に規定する業務に関する事項。

六 機構法第十二条第三項第一号に規定する調査、測量、設計、試験、研究及び研修に関する事項。

七 機構法第十二条第三項第二号に規定する水源の開発若しくは利用のための施設に関する工事に関する事項。

八 機構法第十二条第三項第三号に規定する管理に関する事項。

九 業務委託の基準。

十 競争入札その他の契約に関する基本的事項。

十一 その他機構の業務の執行に関する必要な事項。

（中期計画の認可申請等）

第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、

当該中期計画を記載した申請書を、中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならぬ。

（中期計画の記載事項）

第二条 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするとときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第三条 機構に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げるものとする。

一 施設及び設備に関する計画。

二 人事に関する計画。

三 中期目標期間を超える債務負担。

四 機構法第三十一条第一項に規定する積立金の使途。

五 その他当該中期目標を達成するために必要な事項。

二 機構の成立後最初の中期計画については、前項第四号中「機構法第三十一条第一項に規定する積立金」とあるのは、「機構法附則第二条第九項に規定する積立金」とする。

（年度計画の記載事項等）

二 当該事業年度における業務運営の状況。

ハ 当該業務に係る指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年

度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定される場合に限る。）

イ 中期計画及び年度計画の実施状況。

ロ 当該事業年度における業務運営の状況。

ハ 当該業務に係る指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年

度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定される場合に限る。）

二 次のイからハまでに掲げる事項に係る業務にあつては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ 中期目標及び中期計画の実施状況。

ロ 当該期間における業務運営の状況。

二 次のイからハまでに掲げる事項に係る業務にあつては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ 中期目標及び中期計画の実施状況。

（事業年度における業務の実績及び当該実績につい告書）

一 当該事業年度における業務の実績を明らかにしたるものに限る。）

二 次のイからハまでに掲げる事項に係る業務にあつては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由。

ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題に対する改善方策。

ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した事項に係るものである場合に限る。

（中期目標の期間における業務の実績及び当該実績につい告書）

一 中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）

二 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由。

ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題に対する改善方策。

ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した事項に係るものがある場合に限る。

（中期目標及び中期計画の実施状況）

一 中期目標及び中期計画の実施状況。

二 中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）

（中期目標の期間における業務の実績及び当該実績につい告書）

一 中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）

二 中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）

（中期目標の期間における業務の実績及び当該実績につい告書）

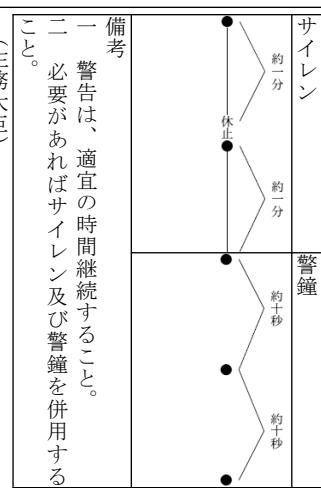
一 中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）

二 中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）

中期目標の期間	中期目標の期間における業務の実績及び当該実績につい告書	中期目標の期間における業務の実績及び当該実績につい告書	中期目標の期間における業務の実績及び当該実績につい告書	中期目標の期間における業務の実績及び当該実績につい告書
一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績につい告書	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。
二 同様の実績につい告書	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。
三 同様の実績につい告書	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。
四 同様の実績につい告書	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	当該実績につい告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。その根拠となる情報を提供するためには作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

<p>二 次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合は、その実施状況</p> <p>（情報通信の技術を利用してする方法）</p> <p>第六条 独立行政法人水資源機構法施行令（次条及び第八条において「機構法施行令」という。）</p> <p>第四条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る。</p>	<p>二 当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報</p>
--	--

<p>第八条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>(主務大臣)</p> <p>備考</p> <p>一 警告は、適宜の時間継続すること。</p> <p>二 必要があればサイン及び警鐘を併用すること。</p>	<pre> graph TD A((休止)) -- 約一分 --> B((サイレン)) B -- 約十秒 --> C((警鐘)) C -- 約十秒 --> D((サイレン)) D -- 約一分 --> E((休止)) E -- 約一分 --> F((サイレン)) F -- 約十秒 --> G((警鐘)) G -- 約十秒 --> H((サイレン)) H -- 約一分 --> I((休止)) </pre>
	<p>2 前各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。 (立札による掲示の様式等)</p> <p>第七条 機構法施行令第十七条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 機構法施行令第十七条に規定する水資源開発施設等（以下この項において「水資源開発施設等」という。）の名称</p> <p>二 水資源開発施設等の位置</p> <p>三 その他流水の状況の変化によつて生ずる危害を防止するために必要な事項</p> <p>4 機構法施行令第十七条に規定する立札による掲示は、別記様式第一により行うことを例とす。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第二により行うことを例とする。</p> <p>3 機構法施行令第十七条の規定による公衆の閲覧は、機構のウェブサイトに掲載することによって行うものとする。</p> <p>4 機構法施行令第十七条に規定するサイン及び警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。</p>



事業		印旛沼開発施設		印旛沼開発施設		事業	
建設事業		利根導水路		利根大堰		建設事業	
事業	利根導水路	利根大堰	利根大堰	利根大堰	利根大堰	農林水産大臣及び 漁業大臣及び國 土交通大臣	農林水產大臣及 び漁業大臣及び國 土交通大臣
設緊急改築	工から上星川伏越 までの区間に限 る。)	武藏水路(大分水 路)	合口連絡水路	朝霞水路	秋ヶ瀬取水堰	農林水產大臣及 び漁業大臣及び國 土交通大臣	農林水產大臣及 び漁業大臣及び國 土交通大臣
事業	北総東部用水施 設	群馬用水施設	群馬用水施設	北総東部用	北総東部用水施 設	経済産業大臣及 び国土交通大臣	経済産業大臣及 び国土交通大臣
事業	水事業	水事業	水事業	水事業	水事業	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	建設事業	建設事業	建設事業	建設事業	建設事業	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	成田用水事業	成田用水事業	成田用水事業	成田用水事業	成田用水事業	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	東総用水事業	東総用水事業	東総用水事業	東総用水事業	東総用水事業	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	朝霞水路改築	朝霞水路改築	朝霞水路改築	朝霞水路改築	朝霞水路改築	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	埼玉合口二期施 設	埼玉合口二期施 設	埼玉合口二期施 設	埼玉合口二期施 設	埼玉合口二期施 設	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	(利根川水系星川 の区間に限る。)	(利根川水系星川 の区間に限る。)	(利根川水系星川 の区間に限る。)	(利根川水系星川 の区間に限る。)	(利根川水系星川 の区間に限る。)	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	霞ヶ浦用水	霞ヶ浦用水	霞ヶ浦用水	霞ヶ浦用水	霞ヶ浦用水	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	利根中央用	利根中央用	利根中央用	利根中央用	利根中央用	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	合口連絡水路	合口連絡水路	合口連絡水路	合口連絡水路	合口連絡水路	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	葛西用水路	葛西用水路	葛西用水路	葛西用水路	葛西用水路	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	利根大堰	利根大堰	利根大堰	利根大堰	利根大堰	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣
事業	農林水產大臣	農林水產大臣	農林水產大臣	農林水產大臣	農林水產大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣	農林水產大臣及 び国土交通大臣

附 則 (平成三〇年四月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三〇年八月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三〇年八月二十四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号)	この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日(平成三十一年八月三十一日)から施行する。
附 則 (平成三一年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)	この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (令和元年五月二一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和元年六月二一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年五月一一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和三年三月二六日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)	この省令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (令和四年三月二十五日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和五年三月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)	この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第七条の表筑後川下流用水総合対策事業の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和五年二月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和六年三月二九日厚生労働省・農林水産省・絏済産業省・国土交通省令第一号)	この省令は、令和六年四月一日から施行する。

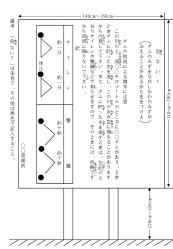
この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日(平成三十一年八月三十一日)から施行する。

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成三十一年三月二九日厚生労働省・農林水産省・絏済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。



附 則 (令和六年三月二九日厚生労働省・農林水産省・絏済産業省・国土交通省令第一号)	(施行期日)
この省令は、令和六年四月一日から施行する。	

1 この省令は、特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。
(立札による掲示又はサイレン及び警鐘による警告の方法に関する経過措置)

2 この省令の施行の際、現に独立行政法人水資源機構法施行令第十七条に規定する立札による掲示又はサイレン及び警鐘による警告の方法については、この省令による改正後の独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができ

